

6. 健康福祉

○社会福祉

1. 社会福祉団体育成事業

地域に根ざした福祉サービスを提供している長浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という）に対し、協議会が行う社会福祉事業や長浜市社会福祉センターの維持に要する経費に対して補助を行っています。

また、地域福祉の増進に寄与することを目的として、自主的な活動を実施する福祉団体に対して補助を行っています。

2. 民生委員児童委員活動推進事業

地域住民の連帯と福祉の向上をめざし、援助と相談等を行う民生委員児童委員の活動に対して必要な支援を行っています。

民生委員・児童委員 325人（うち、主任児童委員 30人）

法定民児協例会 月1回開催

長浜市民生委員児童委員協議会（市内15の法定民児協で組織）

理事会 月1回開催、総会 年1回開催、専門部会等を設置（高齢者福祉部会、児童福祉部会、しょうがい者福祉部会、主任児童委員連絡会、広報委員会）

3. 福祉バス運行事業

社会福祉事業の振興を図り、自主的な社会活動の円滑化を図るため、規則に定める団体を対象に福祉バスを運行しています。

【平成25年度運行実績】

運行台数	74台（大型：35台、マイクロバス：37台、大型リフト付：2台）
利用者数	2,472人
走行距離	10,083km

4. 結婚支援事業

地域福祉の側面から、定期的に相談業務を行う結婚相談と出会いの機会を創出する結婚活動支援を行っています。

市内9地域において、結婚相談を月1回開催

出会いの機会を創出するイベントなどを実施

【平成25年度イベント実績】

委託：1事業、補助：4事業

5. 地域の見守り支援事業

社会福祉事業の一環として、市内各種事業者にご協力をいただき、安心して暮らせるまちを目指して、地域の見守り支援を行っています。

協定締結事業者：市内新聞販売店、ヤマト運輸(株)、長浜水道企業団、生活協同組合コープしが

○生活福祉

1. 生活保護の状況

区 分	平成 25 年度 (H26.3.31 現在)			平成 24 年度 (H25.3.31 現在)		
	世帯数	人 員	扶助額	世帯数	人 員	扶助額
生 活 扶 助	世帯	人	千円	世帯	人	千円
住 宅 扶 助	8,972	13,281	540,766	8,837	13,182	548,545
教 育 扶 助	7,261	10,806	224,704	7,094	10,667	215,731
介 護 扶 助	903	1,364	15,013	987	1,423	15,777
医 療 扶 助	2,108	2,290	56,059	2,089	2,217	52,570
出産・生業・葬祭扶助	9,037	12,821	868,783	9,097	12,851	902,208
施設事務費	507	614	11,404	479	564	11,446
	386	386	64,724	400	400	68,229
合 計	—	—	1,781,453	—	—	1,814,506

(注1) 世帯数・人員は年間延数

2. 生活保護率の推移

[単位：‰]

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
県	5.30	4.83	4.44	4.32	4.24	4.20	4.19	4.22	4.32	4.52	4.72	4.89
長浜市	8.42	7.60	7.08	7.30	7.33	7.53	7.92	7.78	7.67	7.35	7.28	7.58

区 分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
県	5.11	5.46	5.63	5.65	5.69	5.77	5.92	6.75	7.47	7.63	7.84	8.09
長浜市	8.80	10.00	10.75	10.38	8.62	7.98	7.62	8.60	9.32	9.59	9.88	10.02

(注1) 平成17年度、平成21年度は合併後の数値

(注2) ‰＝人口1,000人あたりの被保護人員 (1年間の平均値)

3. 行旅病人(死亡人)等取扱い事業

救護者がいない行旅病人および死亡人の取扱いならびに行旅困窮者の救護を行います。

平成25年度

行旅病人取扱い件数	1件
行旅死亡人取扱い件数	0件
行旅困窮者救護(回数券等給付)延件数	51件

4. 住宅手当緊急特別措置事業

離職者で就労能力及び就労意欲のある市民に対し、住宅の確保及び住宅喪失の予防を行い、就労機会の確保を支援します。

平成25年度

支給延人数 79人 支給総額 3,107,400円

○しょうがい福祉

1. 「長浜市しょうがい福祉プラン」

本市では、しょうがい福祉を推進するため「長浜市しょうがい福祉プラン」を策定しています。この計画では、市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らすやさしいまち長浜」の実現を基本理念としています。この基本理念の実現に向けて取り組みを進めていきます。

2. 手帳制度

身体、知的、精神にしょうがいのある人に、各種保健福祉サービスや援助事業を受けるための手帳が交付されます。

〔「身体障害者手帳」所持者の状況〕

しょうがいの種別	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしやく	肢体不自由	内 部	計
1・2級	172 人	115 人	7 人	1,010 人	867 人	2,171 人
3・4級	45 人	90 人	43 人	1,429 人	436 人	2,043 人
5・6級	59 人	118 人	—	533 人	—	710 人
計	276 人	323 人	50 人	2,972 人	1303 人	4,924 人

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

〔「療育手帳」所持者の状況〕

しょうがいの程度	最重度(A1)	重度(A2)	中度(B1)	軽度(B2)	計
18 歳未満	37 人	42 人	78 人	136 人	293 人
18 歳以上	162 人	182 人	249 人	264 人	857 人
計	199 人	224 人	327 人	400 人	1150 人

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

〔「精神障害者保健福祉手帳」所持者の状況〕

しょうがいの程度	1 級	2 級	3 級	計
人 数	50 人	393 人	162 人	605 人

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

3. 「長浜市しょうがい者自立支援審査会」

障害者総合支援法のしょうがい福祉サービスの利用には、区分 1 から 6 までの段階で表される「障害支援区分」の認定を受ける必要があります。認定は、国で定められた項目による心身状態に関する調査結果と医師意見書を資料に、審査会で判定を行う仕組みとなっています。

本市では、「長浜市しょうがい者自立支援審査会」を設置し、医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する 14 人の委員により、合議体を 3 組編成し、多面的な視点による審査を実施しています。

この審査会は、地方自治法に基づく事務委託を米原市から受けて審査を実施しています。

[審査判定の状況 (のべ人数)]

		非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
23 年 度	長浜市	1 人 0.5%	5 人 2.7%	48 人 25.8%	43 人 23.1%	27 人 14.5%	20 人 10.8%	42 人 22.6%	186 人 100%
	圏域 全体	1 人 0.5%	6 人 2.8%	53 人 24.4%	52 人 24.0%	32 人 14.7%	24 人 11.0%	49 人 22.6%	217 人 100%
24 年 度	長浜市	1 人 0.2%	17 人 16.0%	92 人 14.0%	124 人 14.0%	67 人 28.8%	60 人 21.4%	69 人 4.0%	130 人 100%
	圏域 全体	1 人 0.2%	25 人 4.5%	107 人 19.1%	149 人 26.7%	98 人 17.5%	75 人 13.4%	104 人 18.6%	559 人 100%
25 年 度	長浜市	2 人 0.9%	3 人 1.4%	35 人 16.5%	72 人 34.0%	34 人 16.0%	23 人 10.9%	43 人 20.3%	212 人 100%
	圏域 全体	2 人 0.8%	4 人 1.6%	43 人 16.9%	91 人 35.8%	41 人 16.1%	26 人 10.2%	47 人 18.5%	254 人 100%

4. しょうがい福祉サービス（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体、知的、精神にしょうがいのある人または児童の保護者がサービスを選択し、サービスを提供する事業者や施設と契約し、ホームヘルプサービスや生活介護・就労支援等のサービスを利用すると、障害者総合支援法に基づきその費用が給付されます。なお、所得に応じて月当たりの負担上限額が設定されています。

[支給決定者数] ※複数のしょうがいがある人は、主たるしょうがい区分にて計上

サービス	知的 しょうがい者	身体 しょうがい者	精神 しょうがい者	児童	計
居宅介護	97	109	55	35	296
重度訪問介護	1	9	0	0	10
行動援護	20	5	0	45	70
同行援護	1	33	0	0	34
療養介護	5	26	0	0	31
短期入所	132	35	7	29	203
生活介護	258	76	15	0	349
施設入所支援	91	34	1	0	126
共同生活援助	69	5	13	0	87
自立訓練〔機能訓練〕	0	0	0	0	0
自立訓練〔生活訓練〕	0	0	6	0	6
宿泊型自立訓練	1	0	5	0	6
就労移行	7	4	5	0	16
就労継続支援〔A型〕	51	12	7	0	70
就労継続支援〔B型〕	141	20	65	0	226
地域移行支援	0	0	0	0	0

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

5. 補装具費の支給（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体機能を補う用具（車いす、義肢、補聴器等）が必要な人に、各物品等に定められた国の基準に従い「補装具費」として費用を支給します。自己負担は、費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められています。

〔支給件数〕（交付） 身体しょうがい者 180 件
（修理） 身体しょうがい者 182 件 （平成 25 年度）

6. 自立支援医療「更生医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体にしょうがいのある人（18 歳以上）が程度を軽くし、能力を回復するための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕 394 件 （平成 25 年度）

7. 自立支援医療「育成医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

身体にしょうがいのある児童等（18 歳未満）が、生活能力を得るための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕 49 件 （平成 25 年度）

8. 自立支援医療「精神通院医療」の給付（障害者総合支援法：自立支援給付）

精神にしょうがいのある人が、精神科に通院して疾患の治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付決定者数〕 1,093 人 （平成 26 年 3 月 31 日現在）

9. 相談支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業 等）

しょうがいのある人や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、福祉サービスの利用にあたっての契約支援、教育・就労・医療・居住など日常生活に関する相談のほか、虐待の防止・早期発見及び権利擁護・成年後見制度利用のための関係機関との連携調整など、必要な援助を行います。

「湖北地域しょうがい者相談センター」等に配置する相談員（コーディネーター）によって、生活上のアドバイスやサービスの利用についての総合的な調整を図ります。

また、「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」で地域の福祉資源の連携を深め、事業の調整を行っています。

本事業は、湖北福祉圏域の広域事業として位置づけ、本市が米原市から事業を受託し広域的に実施しています。

〔しょうがい者相談支援事業〕
〔相談支援機能強化事業〕
〔働き暮らし応援センター事業〕

10. コミュニケーションの支援（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

聴覚等にしょうがいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。本市しょうがい福祉課には手話通訳士を配置しています。

1 1. 日常生活用具の給付（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

しょうがいのある人の日常生活の便宜を図る用具（特殊寝台、拡大読書器等）やストマ装具などを給付します。自己負担は費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められています。

〔給付件数〕 身体しょうがい者 1,070 件 （平成 25 年度）

1 2. 日常生活用具の特例給付事業

＊ 人工内耳を装着している人に、人工内耳用電池を給付します。月当たり 2,800 円分を上限に給付します。自己負担は、費用の1割です。

〔給付件数〕 身体しょうがい者 15 件 （平成 25 年度）

＊ 日常生活用具給付事業でストマ装具またはおむつの給付を受けている人が、月当たりの給付基準を超えて自費購入した場合、半額分を給付します。なお、月当たりの給付上限額が定められています。

〔給付件数・ストマ〕 身体しょうがい者 71 件

〔給付件数・おむつ〕 身体しょうがい者 9 件 （平成 25 年度）

1 3. 移動支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

屋外において移動に困難のあるしょうがいのある人等に対して、社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための介護者の派遣を行います。

利用者負担は事業費の1割を基本としています。課税状況により軽減します。

〔利用状況〕 実利用者数 186 人 13,356 時間、19 事業所 （平成 25 年度）

1 4. 地域活動支援センター（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

地域活動支援センターは、在宅のしょうがいのある人が通う施設で、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流などの支援を行います。専門職員による各種相談、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業が実施されます。

〔地域活動支援センターⅠ型基礎的事業〕

〔地域活動支援センターⅠ型機能強化事業〕

1 5. 訪問入浴サービス（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

身体に重度のしょうがいのある人の自宅に訪問して入浴サービスを提供します。

〔利用者数〕 15 人 （平成 25 年度）

1 6. しょうがい者生活支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

各種サービスの利用相談や福祉機器の利用の助言、趣味余暇活動の支援、ピアカウンセリング、パソコン教室、音楽療法教室、視覚しょうがい者サロンなどを実施します。

1 7. 精神しょうがい者生活支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

精神にしょうがいのある人に対して日常生活の相談や生活指導等を行う団体活動を支援します。

〔実施状況〕 対象団体 2 団体、登録相談員数 10 人 （平成 25 年度）

1 8. 日中一時支援事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

しょうがいのある人・子どもに対して、日中にサービス事業所や施設等で活動の場所を提供し、見守りや短時間保護、社会適応訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

利用者負担は事業費の1割を基本としています。課税状況により軽減します。

〔利用状況〕 実利用者数 222 人、13,228 回、22 事業所 （平成 25 年度）

19. 生活サポート事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

「障害支援区分」が非該当となり介護給付対象外となった人で、日常生活、家事等の支援が必要な人に介護職員を派遣し、自立生活の推進を図ります。

20. 点字・音訳広報の発行（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

月2回発行の市の広報「広報ながはま」の点訳または音訳版を市内ボランティアグループに協力いただいて作成し、対象者にお届けしています。

21. 奉仕員養成事業（障害者総合支援法：地域生活支援事業）

コミュニケーションにしょうがいのある人の交流活動の促進を図るため、また情報提供の支援者として、ボランティア（要約奉仕員等）の養成を目的とした講座を実施します。

22. 自動車の改造費・操作訓練費の助成（障害者総合支援法：地域生活支援事業 等）

肢体に重度のしょうがいのある人またはその介護者が運転する自動車の改造費、身体にしょうがいのある人の運転免許取得経費について助成します。10万円を限度に助成します。

改造費助成の場合には所得制限があります。

〔支給件数〕（平成25年度）

「改造費助成」	5件（本人用0件、介護者用5件）
「操作訓練費助成」	1件

23. 住宅改造費の助成

視覚または肢体に重度のしょうがいのある人、または重度の知的しょうがいのある人が居住している住宅を改造する費用を助成します。

所得制限があります。助成上限額が定められています。

〔支給件数〕 9件 （平成25年度）

24. 生活ホーム

就労等しているしょうがいのある人を受け入れ、生活の場を提供し、自立生活に必要な援助を行っているホームです。

〔利用先施設数及び利用者数〕 1カ所 1人 （平成25年度）

25. 福祉手当の支給

心身に重度のしょうがいのある在宅の人や児童、または中度以上のしょうがいのある在宅の児童を養育する人に手当を支給します。

〔支給件数〕	「特別障害者手当」	146件	
	「障害児福祉手当」	81件	
	「福祉手当（経過措置）」	3件	
	「特別児童扶養手当」	198件	（平成25年度）

26. 精神しょうがい者医療費助成

「精神障害者保健福祉手帳」1・2級の人に、医療費の自己負担額を助成します。所得制限があります。1級の人には全科の入院・外来医療費、2級の人には精神疾患を治療している外来医療費を対象に助成します。

〔助成決定者数〕（1級）46人、（2級）359人 （平成26年4月）

〔内訳（重複有）〕（【 】は助成区分番号）

「精神しょうがい者／児【70】」 325 人

「精神障害者保健福祉手帳」1・2 級の人で、自立支援医療(精神通院)支給認定者

「精神しょうがい老人【75】」 34 人

精神しょうがい者【70】に該当する人で、後期高齢者医療制度加入者

「重度しょうがい者／児【47】」 29 人

「精神障害者保健福祉手帳」1 級の人（精神科通院時は【70】を使用）

「重度しょうがい老人【85】」 17 人

重度しょうがい者【47】に該当する人で、後期高齢者医療制度加入者

（精神科通院時は【75】を使用）

27. 人工透析患者通院交通費助成金の支給

人工透析療法を受けるため、月に 8 回以上通院している人に、医療機関までの距離に応じて月額 1,000 円または 2,000 円を支給します。所得による制限があります。

〔支給件数〕 89 件 （平成 25 年度）

28. 社会参加援助金の支給

在宅で 75 歳未満の、「身体障害者手帳」1・2 級、「精神障害者保健福祉手帳」1・2 級または「療育手帳」をお持ちの人に年額 12,000 円を支給します。

〔支給件数〕	身体しょうがい者	966 件	
	知的しょうがい者	884 件	
	精神しょうがい者	355 件	（平成 25 年度）

29. スモンしょうがい者支援

在宅のスモン患者に対して、年額 35,000 円を採暖に要する費用の助成として支給します。

〔支給件数〕 1 件 （平成 25 年度）

30. 衛生材料の支給

重度のしょうがいがあるため常時おむつが必要な人に衛生材料 54,000 円分（年間）を支給します。所得制限があります。

〔支給件数〕 32 件 （平成 25 年度）

31. 「食」の自立支援事業（配食サービス）

重度のしょうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、週 5 回を限度に昼食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

〔支給件数〕 25 人 （平成 25 年度）

32. 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

重度のしょうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、寝具の衛生管理のため、年 2 回を限度に洗濯サービスを行います。費用の一部は自己負担になります。

〔利用件数〕 12 人 18 件 （平成 25 年度）

33. 訪問理美容サービス

重度のしょうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、在宅生活での保潔のため、居宅において理美容を行います。

〔利用件数〕 18 人 12 件 （平成 25 年）

34. 福祉電話・ファックスの貸与

外出が困難な重度のしょうがい者や聴覚音声言語機能にしょうがいのある人に、電話、ファックスまたはフラッシュベルを貸与します。所得制限があります。

〔貸与件数〕 5 件 （平成 25 年度）

35. 点字新聞購読費の助成

点字新聞を購読している視覚にしょうがいのある人に、購読にかかる経費について年間 14,000 円を限度に助成します。

36. 長浜市児童発達支援センター

心身の発達に何らかの課題がある就学前の子どもや義務教育修了から概ね 20 歳までの方等に対して、次の事業を実施し支援を行います。また、療育等の福祉サービスを利用するために必要な「サービス利用計画」を作成する『相談支援事業所』を設置しています。

〔児童発達支援事業〕 心身の発達に何らかの障害がある就学前の児童が保護者と共に通所し、日常生活における基本的習慣の取得や集団生活への適応訓練、相談支援を行います。

〔保育所等訪問支援事業〕 保育所等を訪問し、児童が集団生活に適応することができるよう支援します。

〔発達支援サポート事業〕 発達支援や特別支援などの対象となっている児童を担当する職員を支援します。

〔幼児教育相談事業〕 関係部署と連携しながら児童への支援についての適切な指導・助言を行います。

〔一般発達相談事業〕 心身の発達に課題のある義務教育終了後から概ね 20 歳までの方等に対して相談、助言を行います。

〔相談支援ファイル事業〕 発達に何らかの支援を必要とする方に、乳幼児期から就労に至るまで一貫したより良い支援を継続するため、ファイルの活用を啓発します。

37. 「長浜市こども療育センター」（児童福祉および児童発達支援）

「こども療育センター」を 2 か所設置し、発達上何らかの課題を持つ就学前の子どもとその保護者に対して、通所により日常生活における基本的習慣の取得や集団生活への適応訓練、相談支援等を実施しています。

①「長浜市こども療育センターわかば園」 所在地：内保町 480-3

②「長浜市こども療育センターいちご園」 所在地：高月町渡岸寺 160 高月支所 2 階

38. 料金の割引、税金の減免など

身体障害者手帳等を所持している人を対象にその等級によって各種の割引制度などがあります。鉄道・バス・タクシー・航空運賃、有料道路通行料、NHK 放送受信料などについては料金の割引があります。住民税・自動車税・所得税・相続税・贈与税については、しょうがいのある人または扶養者は所得控除や非課税などの措置が受けられます。

39. 福祉圏域事業の展開

本市は、米原市とともに湖北福祉圏域を構成しており、しょうがい福祉施策に関しては、共同または統一内容による事業展開をすすめています。

「湖北地域しょうがい者相談センター『ほっとステーション』」のほか、「働き暮らし応援センター」、「地域活動支援センター」、「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」、相談支援、スポーツ教室、移動支援その他の事業の運営や調整を行っています。

40. 店舗等のバリアフリー改修補助事業（だれにもやさしいまちづくり補助金）

ユニバーサルデザインの理念にもとづき、しょうがい者、高齢者等の社会参加を促進することで、誰もが訪れやすい施設づくりを啓発・推進するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的に、市内業者の施工による店舗等のバリアフリー改修工事を行う者に対し、助成を行っています。

〔助成件数〕 14 件 （平成 25 年度）

41. しょうがい福祉施設への受注拡大

施設で働くしょうがい者を中心に、所得の向上と社会参加促進を目的とし、自主製品の販売拡大や役務等の受注の機会拡大にとりくんでいます。平成 25 年 4 月に障害者優先調達推進法が施工され、市業務の随契等による発注の拡大にもとりくみます。

○児童福祉

1. 家庭児童相談室運営状況

【相談員数】 9人

相談内容	養護	保健	障害	非行	育成	DV	その他	計
ケース数	616ケース (内児童虐待関係 427ケース)	7ケース	26ケース	5ケース	60ケース	80ケース	43ケース	837ケース

【相談ケース数】 837ケース（実数）（平成25年度）

2. 児童遊園

【設置数】 4か所（千草児童遊園・田村山児童遊園・上坂児童遊園・鳥羽上児童遊園）

3. 児童手当支給状況

【対象者】 中学校修了前の児童を養育している親等に支給

【支給額】 3才未満、3才以上小学校修了前（第3子以降） 15,000円
3才以上小学校修了前（第1、2子） 中学生 10,000円
所得制限限度額を超える場合（特例給付） 5,000円

【支給状況】 児童の数 延199,048人
受給者数 9,534人（平成25年10月定期払時）

4. 子育て支援センター事業

【支援内容】 ①子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進

②子育て等に関する相談及び援助の実施

③地域の子育て関連情報の提供

④子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施

【実施場所】 ・サンサンランド子育て支援センター（長浜市児童文化センター内）
（公設4か所） ・こどもらんど子育て支援センター（浅井子どもの館内）
・のびのびらんど子育て支援センター（びわ認定こども園内）

・あいあいらんど子育て支援センター（高月支所内）

（民設（委託）3か所）

・チャイルドハウス子育て支援センター（チャイルドハウス児童センター内）
（事業委託 社会福祉法人 石龍会）

・ニコニコひろば（小谷児童館内）
（事業委託 社会福祉法人 光寿会）

・子育て広場 スキップ（六荘公民館内）
（事業委託 六荘地区地域づくり協議会）

5. ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】 子どもを預けたい人（おねがい会員）と預かれる人（まかせて会員）が育児の相互援助活動を支援することで仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境と地域の子育て支援を行う。

【対象者】 まかせて会員・・・市内在住で自宅で子どもを預かることができる人
おねがい会員・・・概ね12歳までの子どもがいる市内在住、または市内勤務等の人
どっちも会員・・・まかせて会員とおねがい会員を兼ねることができる人

【活動状況等】 おねがい会員 141人・まかせて会員 220人・どっちも会員 31人
活動件数 729件（会員数：平成25年3月末現在・活動件数：平成25年度）

6. 放課後児童クラブ

【事業内容】保護者等が就労その他の事情により昼間家庭にいない小学校児童を対象として、放課後や小学校の長期休業中等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業。

【実施時間】○公設クラブ・・・放課後～午後6時まで（ただし、学年末、学年始、夏季、冬季休業期間、授業日の振替日は午前7時30分～午後6時）

長期休業期間中は午前7時30分より受入

○チャイルドハウス児童センター放課後児童クラブ・・・午後7時00分まで

○ニコニコクラブ・・・午後6時30分まで

【クラブの開設状況】

平成26年4月1日

区分	クラブ名	開設場所	定員	在籍児童数	部屋数	住 所
公設 公営	ひばりクラブ	長浜小学校内	105	145	3	長浜市高田町9番9号
	山ばとクラブ	長浜北小学校内	105	158	3	長浜市八幡中山町1310番地
	たんぽぽクラブ	神照小学校内	70	103	2	長浜市神照町311番地
	あじさいクラブ	南郷里小学校内	35	104	1	長浜市南田附町352番地
	ひまわりクラブ	北郷里小学校内	35	38	1	長浜市春近町353番地
	すみれクラブ	長浜南小学校内	35	65	1	長浜市加田町1460番地
	つくしクラブ	湯田小学校内	70	120	2	長浜市内保町1051番地
	コスモスクラブ	浅井小学校内	35	38	1	長浜市当目町64番地
	わくわくクラブ	びわ南小学校内	35	60	1	長浜市川道町3456番地
	たけのこクラブ	びわ北小学校内	35	19	1	長浜市益田町56番地
	サザンカクラブ	虎姫小学校内	35	18	1	長浜市五村 88 番地
	コハクチョウクラブ	朝日小学校内	35	31	1	長浜市湖北町山本1125番地
	サルビアクラブ	速水小学校内	35	51	1	長浜市湖北町速水2561番地
	つきっこクラブ	高月小学校内	35	58	1	長浜市高月町高月738番地
民設 民営 委託	チャイルドハウス児童センター 放課後児童クラブ	チャイルドハウス児童センター	35	166	3	長浜市田村町1606番地3
	ニコニコクラブ	小谷児童館	20	17	1	長浜市小谷丁野町723番地1
合計			755	1,191	24	

※在籍児童数（入所決定児童数）は、長期休業中のみ利用者も含む

7. 保育園の状況

H26. 4. 1現在

設置	園 名	定員(人)	園児数(人)	保育士数(人) () 非常勤：内数	園舎面積 (㎡)	構造	敷地面積 (㎡)	所 在 地
長 浜 市	大谷保育園	140	51 [0]	18 (3)	687.14	非木造 平屋	2,000	長浜市元浜町32番4号
	北保育園	180	174 [2]	38 (4)	1,499.11	非木造 平屋	6,104	長浜市神照町596番地
	六荘認定こども園 (南保育園)	200	164 [0]	31 (3)	1,965.09	非木造 平屋	8,518	長浜市勝町491番地
	さくらんぼ保育園	130	80 [0]	20 (2)	866.10	非木造 平屋	2,978	長浜市西上坂町1158番地
	あざい認定こども園 (浅井保育園)	245	209 [0]	44 (4)	4,840.55	非木造 平屋	20,870	長浜市大依町1232番地
	びわ認定こども園 (びわ保育園)	170	147 [1]	40 (10)	2,978.62	非木造 平屋	13,760	長浜市八木浜町26番地の1
	とらひめ認定こども園 (虎姫保育園)	100	76 [0]	21 (5)	1,558.89	非木造 平屋	4,840	長浜市五村371番地1
	一麦保育園	80	54 [0]	18 (3)	607.25	非木造 平屋	2,002	長浜市湖北町山本3089番地
	高月保育園	100	110 [0]	27 (4)	1,004.73	非木造 平屋	3,105	長浜市高月町森本260番地の1
	木之本保育園	90	64 [0]	18 (1)	995.77	非木造 平屋	3,493	長浜市木之本町木之本781番地
	よご認定こども園 (余呉保育園)	30	13 [0]	7 (3)	1,576.02	非木造 平屋	7,431	長浜市余呉町東野363番地
	にしあざい認定こども園 (西浅井保育園)	60	34 [0]	10 (2)	2,390.78	非木造 平屋	8,988	長浜市西浅井町塩津中2066番地
	小 計	1,525	1,176 [3]	292 (44)	20,970.05		84,089	
社 会 福 祉 法 人	長浜カトリック保育園	230	202 [1]	33 (13)	1,568.66	非木造 2階	3,221	長浜市南高田町47番地
	ひよこ乳児保育園	45	37 [0]	18 (3)	385.84	非木造 2階	663	長浜市小堀町66番地の1
	チャイルドハウス	190	134 [21]	27 (4)	1,724.04	非木造 2階	3,000	長浜市田村町1606番地
	長浜愛児園	150	159 [3]	32 (8)	997.15	非木造 2階	2,891	長浜市八幡東町562番地
	ほいくえん ももの家	75	82 [1]	18 (7)	511.72	非木造 2階	1,400	長浜市大茂亥町1260番地
	小谷保育園	120	123 [0]	26 (10)	881.06	非木造 2階	6,069	長浜市小谷丁野町2481番地の1
	速水保育園	80	88 [0]	14 (4)	670.12	非木造 2階	2,900	長浜市湖北町速水2277番地
	長浜学舎	150	153 [0]	33 (12)	1,155.76	非木造 2階	5,034	長浜市新庄中207番地
	レイモンド長浜保育園	90	94 [0]	24 (11)	600.73	非木造 平屋	2,140	長浜市南小足町324番3
	長浜梅香保育園	90	101 [0]	27 (11)	639.70	非木造 2階	984	長浜市三ツ矢元町17番25号
	しらやま保育園	90	101 [0]	24 (10)	943.72	木造 平屋	5,290	長浜市加納町990番地
	小 計	1,310	1,274 [26]	276 (93)	10,078.50		33,592	
	管外委託		24					
合 計		2,835	2,474 [29]	568 (137)	31,048.55		117,681	

※園児数・・・[]内は市外からの受入れ児童数(外数)

8. 平成26年度保育所保育料徴収金基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収金基準額（月額）（円）		
階層区分	定 義		3歳未満児	3歳児	4・5歳児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0
B	A階層及びD階層を除き前年度分の	非課税世帯	3,500	2,500	2,500
C 1	市町村民税の額が	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	9,800	8,500	8,500
C 2	次の区分に該当する世帯	所得割の額のある世帯	14,000	12,000	12,000
D 1	A階層を除き、前年分の所得税課税	23,000円未満	21,500	18,000	18,000
D 2	世帯であって、その所得税の額の区	23,000円以上 40,000円未満	27,000	23,000	23,000
D 3	分が次の区分に該当する世帯	40,000円以上 75,000円未満	34,000	27,000	24,500
D 4		75,000円以上 103,000円未満	38,000	29,000	26,000
D 5		103,000円以上 253,000円未満	45,500	31,000	27,000
D 6		253,000円以上 413,000円未満	52,500	32,500	28,500
D 7		413,000円以上 734,000円未満	61,000	33,500	29,000
D 8		734,000円以上	71,000	34,500	29,500

- 1 この表のC 1の階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 1及びC 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条の規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 この表のD 1～D 8階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))に規定する寄附金に限る。、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項
- (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条
- 3 この表の徴収基準額における年齢については、当該年度の初日の前日時点での年齢によるものとする。
- 4 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。
 - (1) 「母子世帯等」・・・母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

階 層 区 分	徴 収 金 基 準 額 (月 額)	
	3歳未満児の場合	3歳児以上児の場合
B階層	0円	0円
C1階層	8,800円	7,500円
C2階層	13,000円	11,000円

- 5 B～D8階層における同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、認定こども園(長時部)を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童については、次表第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。ただし、児童の属する世帯が4に掲げる世帯の場合のB～C2階層の第2欄については、4に掲げる徴収基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記5に掲げる施設を利用している児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	徴収基準額表に定める額
イ 上記5に掲げる施設を利用しているア以外の児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	徴収基準額表に定める額× 0.5
ウ 上記5に掲げる施設を利用している上記以外の児童	0円

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

○母子福祉関係

1. 母子福祉相談事業 (平成25年度)

相談内容	生活全般							児童	生活援護						計
	住宅	医療	家庭紛争	就労	結婚	養育	その他		母子福祉資金	寡婦福祉資金	母子(福祉)年金	児童扶養手当	生活保護	その他	
件数	83	158	68	194	17	67	137	242	147	2	9	213	57	172	1,566

2. 児童扶養手当支給状況 (平成25年度)

区分	延人数(人)	支出額(円)
全部支給	5,545	229,303,340
一部支給	5,242	153,308,960
加算額	6,536	25,810,000
計	17,323	412,529,300

3. 母子福祉資金の貸し付け (平成25年度)

種別				貸付	
				件数(件)	金額(円)
事業開始年度	職業	開支	始度	3 5	1,066,000 12,672,000
就住就修修療通技結生転児	学	支	度続宅度学業養学得婚活資金		
児童扶養資金	住宅	養	資	8	13,738,000
計				8	13,738,000

(県制度)

4. ひとり親家庭自立支援教育訓練補助金支給事業

【事業内容】就労による自立を目指し、就労に有利な資格取得のため教育訓練・講座を受講するひとり親家庭の父または母に対して、補助金を交付します。

【支給額】 受講費用の20%（下限4千円、上限10万円）

【支給状況】 1件（平成25年度）

5. ひとり親家庭高等技能訓練促進補助金支給事業

【事業内容】就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養育訓練機関において修業する母に対し一定期間補助金を交付します。

【支給額等】 修業期間の全期間

1. 平成20年度から平成23年度に修業を開始したもの

a) 非課税世帯 月額141,000円

b) 課税世帯 月額70,500円

2. 平成24年度以降に修業を開始したもの

a) 非課税世帯 月額100,000円

b) 課税世帯 月額70,500円

【支給状況】 2件（平成25年度）

6. ひとり親家庭家事援助派遣事業

【事業内容】日常生活を行う上で援助が必要なひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）に家事ヘルパーを派遣します。

【援助内容】炊事・洗濯・子どもの身の回りの世話など

【派遣状況】派遣世帯 延6世帯（平成26年3月末現在）

○保健センター

施設名	住所
長浜市保健センター	長浜市小堀町3 2 番地 3
保健センター浅井分室	長浜市内保町2 4 9 0 番地 1
保健センター湖北分室	長浜市湖北町速水 1 9 1 0 番地
保健センター高月分室	長浜市高月町渡岸寺 1 6 0 番地
保健センター西浅井分室	長浜市西浅井町塩津浜 1 7 9 5 番地

○保健・衛生

1. 地区組織活動支援事業

事業名	内容等	実施予定時期
健康づくり推進活動事業	長浜市健康推進員協議会へ事業委託 健康推進員 4 4 9 人 ・地域での健康づくり活動の推進	随時
「健康ながはま 2 1」第2 次計画推進事業	「健康ながはま 2 1」の推進	通年
健康推進員育成事業	健康教室（医師会委託）年 1 0 回、ステップアップ研修等自主研修 随時	随時
健康づくり自主活動 グループ相談支援	【学校読み聞かせボランティア】 ジーバーぼこぼこ	随時

2. 啓発・普及事業

事業名	内容等	実施予定時期
「親子でいい歯コンクール」	歯科医による審査により、優秀者を選出し、表彰する。優勝者については県の2次審査に出場	6月22日
たばこから健康を守る環境づくり事業	妊婦への禁煙啓発、市内各学校への喫煙防止教材の貸し出し、各種イベントでのCO濃度測定	通年
献血事業	献血イベント等で献血への協力を呼びかける。	年2回程度
健康出前講座	自治会・老人会・婦人会・子ども会等市内各団体への健康出前講座	随時

3. 生涯を通じた健康づくり事業

①母子保健事業

事業名	内容等	実施予定時期
母子健康手帳の発行 父子手帖の発行 すこやか手帳の発行	妊娠届出時に発行 妊娠届出時に発行 出生届出時に発行	随時
妊産婦訪問	妊婦及び産婦で必要な人	随時
新生児訪問	希望した人	随時
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行う	随時
訪問指導	要観察児、健診未受診児等に対し、家庭訪問による子育て支援	随時
4か月児健診	問診、計測、内科健診、離乳食指導、育児相談、ブックスタート	年36回
10か月児健診	問診、計測、内科健診、歯科保健指導、栄養指導、育児相談、ブックスタート	年36回
1歳8か月児健診	問診、計測、内科・歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布、育児相談	年36回
2歳8か月児健診	問診、計測、聴力検査、歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布、育児相談	年36回

3歳8か月児健診	問診、尿検査、視力検査、計測、内科・歯科健診、 歯科保健指導、フッ素塗布、育児相談	年36回
妊婦・乳幼児相談	育児・栄養・発達・歯科・予防接種等の相談、 妊娠中の相談	毎月3回
発達相談	発達相談員による発達相談	毎月30回 程度
親子教室	発達相談、健診、訪問等の結果より必要と思われる子どもとその保護者を対象に親子のふれあい遊びや保護者同士の話し合いを行い子育てを支援する教室	毎月5回 程度
離乳食のおはなしタイム	離乳食の進め方の指導	年24回
すくすく赤ちゃん 電話相談	乳幼児や産婦・妊婦に関する電話相談 TEL 65-0800（長浜市保健センター） TEL 85-6420（保健センター高月分室）	午前8時30分 から午後5時 15分まで
妊婦健康診査	妊娠中に必要とされる標準的な健診項目を公費負担	随時
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療に要した費用に対し、治療費の一部を助成	随時

②成人・老人保健事業

★健診・検診

事業名	内容等	対象	費用*	実施時期等
生活習慣病 健診	【基本的な健診項目】 問診・身体計測（腹囲測定含む）・内科診察・血圧測定・ 血液化学検査・肝機能検査・ 血糖検査・尿検査 【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査	・30～39歳 ・今年度40歳以上の生活保護受給者など	※1,000円	【集団健診】 6月～11月 50回 【医療機関健診】 6月～2月
長浜市国民 健康保険特 定健診	【基本的な健診項目】 問診・身体計測（腹囲測定含む）・内科診察・血圧測定・ 血液化学検査・肝機能検査・ 血糖検査・尿検査 【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査	1年間を通じて長浜市国民健康保険に加入している今年度40～74歳	1,000円	【集団健診】 6月～11月 50回 【医療機関健診】 6月～2月
肝 炎 ウ イ ル ス 検 診	B型肝炎ウイルス検査 C型肝炎ウイルス検査 （上記肝炎検査をセットで実施）	・40歳 ・41歳以上で、 過去に肝炎ウイルス検診未受診者	※1,000円	【集団健診】 6月～11月 50回

肝炎ウイルス検診推進事業	特定年齢に達した市民に、肝炎ウイルス検診が無料となるクーポン券を配布し、肝炎の予防を図る。	40、45、50、55、60 歳 (平成 26 年 4 月 1 日時点の年齢)	無料	上記肝炎ウイルス検診日程のとおり
骨粗しょう症検診	・骨塩定量測定 (超音波法、踵骨) ・健康教育	・満 20、25、30、35、40、45、50、55、60 歳になる女性	※500 円	【集団健診】 6 月～11 月
歯周疾患検診	歯科医師による歯周疾患検診と歯科衛生士による歯科保健指導	30 歳以上	無料	【集団健診】 6 月～11 月 18 回
胃がん検診	問診 胃部 X 線撮影	40 歳以上	※900 円	【集団健診】 6 月～11 月 50 回
大腸がん検診	問診 便潜血反応検査	40 歳以上	※500 円	【集団健診】 6 月～3 月 55 回
子宮頸がん検診	問診・視診・内診・細胞採取	20 歳以上で前年度未受診の女性	【集団健診】 ※600 円	6 月～11 月 39 回
			【医療機関】 ※1,000 円	4 月～翌年 3 月
乳がん検診	【集団】【医療機関】 問診・視診・触診 マンモグラフィ撮影 40 歳以上 50 歳未満：二方向 50 歳以上：一方向	40 歳以上で前年度未受診の女性	40 歳以上 50 歳未満： ※1,300 円 50 歳以上： ※1,000 円	【集団健診】 6 月～11 月 39 回
				【医療機関】 4 月～翌年 3 月
肺がん検診	問診 胸部レントゲン検診 喀痰細胞診 ただし、喀痰細胞診については、問診の結果必要と認める者に対し、行うものとする。	40 歳以上	500 円 喀痰検査実施の場合は 1,000 円	6 月～11 月
がん検診推進事業	特定年齢に達した市民に、大腸がんの無料クーポン券と検診手帳を配布し、がんの早期発見を図る。	大腸がん検診： 40、45、50、55、60 歳 (平成 26 年 4 月 1 日時点の年齢)	無料	大腸がん検診日程のとおり

働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業	特定年齢に達した市民または平成21～24年度に無料クーポン券の配布を受けたものの未受診である市民に子宮頸がん、乳がんの無料クーポン券と検診手帳（特定年齢に達した市民のみ）を配布し、がんの早期発見を図る。	子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳（平成26年4月1日時点の年齢）または平成21～24年度に無料クーポンの配布を受けたものの未受診の女性	無料	上記子宮頸がん、乳がん検診日程のとおり
-----------------------	---	--	----	---------------------

※費用は生活保護世帯・市民税非課税世帯の人は無料

☆健康相談

事業名	内容等	備考	実施時期等
健康・栄養相談	保健師・管理栄養士による高血圧・糖尿病・高脂血症などの予防についての個別相談。	予約が必要	随時

☆保健指導

事業名	内容等	対象等
特定保健指導（減らしていともプロジェクト）	訪問や来所面談により、メタボリックシンドロームを予防するための生活習慣の改善を支援する。	特定健診の結果、メタボリックシンドロームの危険がある人

☆健康増進事業

事業名	内容等	対象	備考
高齢者の元気づくり学校ボランティア事業（養成セミナー）	高齢者の健康の維持増進と、子どもの読書習慣支援に効果的な「読み聞かせ」活動を実施するためのセミナー開催の協力。	60歳以上の高齢者	
0次予防健康づくり推進事業	京都大学大学院医学研究科、NPO団体健康づくり0次クラブと協働で、0次予防コホート事業をきっかけとした健康づくり事業を展開	全市民	
生活習慣改善教室（知って納得！やっ てお得！健康向上大作戦）	メタボリックシンドロームや生活習慣病を発症する危険性が高い人や運動する生活習慣を身につけたい人を対象に、運動・歯科・食事の面から生活習慣の改善を支援する。	全市民	

③感染症予防事業

事業名		内容等	実施予定時期
結核健康診断		65歳以上の市民を対象に、検診車での巡回によるX線間接撮影を行う。	【集団健診】 4月から7月
予 防 接 種	ポリオ（急性灰白髄炎）	生後3か月から90か月になる1日前までの児	医療機関で随時
	ジフテリア、百日せき、破傷風	（三種混合） 生後3か月から90か月になる1日前までの児 1期初回：3～8週までの間隔で3回接種 1期追加：1期初回終了後約1年経過して1回接種 （二種混合） 11歳から13歳になる1日前まで 2期：ジフテリア・破傷風の二種混合ワクチンを1回接種	医療機関で随時
	ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎	生後3か月から90か月になる1日前までの児 初回：3～8週までの間隔で3回接種 追加：1期初回終了後約1年経過して1回接種 （二種混合） 11歳から13歳になる1日前まで 2期：ジフテリア・破傷風の二種混合ワクチンを1回接種	医療機関で随時
	日本脳炎	接種方法 ・1期 満3歳から7歳6か月になる1日前までの児（流行地への渡航等の理由で希望される場合は、生後6か月から接種可能） 1期初回を1～4週の間隔で2回 1期追加を1期初回終了後約1年後に1回 ・2期 9歳から13歳になる1日前まで ・平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの人には20歳になるまでに未接種分（合計4回）を受けることができる。	医療機関で随時
	BCG（結核）	生後3か月から1歳になる1日前までの児、1回接種	長浜市保健センター：毎月実施 高月分室：実施
	麻しん・風しん	・1期 満1歳から2歳になる1日前までの児、1回接種 ・2期 幼稚園・保育園・認定こども園の年長に相当する1年間、1回接種	医療機関で随時

	インフルエンザ	① 65歳以上の人 ② 60歳以上65歳未満の人であって心臓、腎臓もしくは呼吸器機能障害で、身体障害者手帳1級をもっている人またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害をもっている人 1回接種 費用2,060円	医療機関で 10月から12月
予 防 接 種	子宮頸がん予防ワクチン	・小学6年生から高校1年生の女子 筋肉注射で計3回の接種が必要です。 <サーバリックスの場合> 1回目 2回目：1回目から1か月後 3回目：1回目から6か月後 <ガーダシルの場合> 1回目 2回目：1回目から2か月後 3回目：1回目から6か月後	医療機関で随時
	ヒブワクチン	接種方法 生後2か月以上5歳になる1日前までの者 【生後2か月から7か月になる1日前までに接種開始】 初回免疫：4週から8週間隔で3回接種 追加免疫：3回目終了後、約1年後に接種 【生後7か月以上1歳になる1日前までに接種開始】 初回免疫：4週から8週間隔で2回接種 追加免疫：2回目終了後、約1年後に接種 【1歳以上5歳になる1日前までに接種開始】 1回接種	医療機関で随時
	小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月以上5歳になる1日前までの者 【生後2か月から7か月になる1日前までに接種開始】 初回免疫：27日以上の間隔で3回接種 追加免疫：3回目終了後、60日以上の間隔をあけて1回接種 【生後7か月以上1歳になる1日前までに接種開始】 初回免疫：27日以上の間隔で2回接種 追加免疫：2回目終了後、60日以上の間隔をあけて1回接種 【1歳以上2歳になる1日前までに接種開始】 60日以上の間隔をあけて2回接種 【2歳以上5歳になる1日前までに接種開始】 1回接種	医療機関で随時

④精神保健福祉事業

事業名	内容等
ゲートキーパー養成研修	身近な人が心身の変化に気づき、傾聴し、専門機関につなげ、見守っていくゲートキーパーを養成する。
心の健康づくり講演会	若い世代への心の健康づくりとして、多様なコミュニティの中で豊かな人間関係を築きながら自己の成長を果たしていけるように、市内の小・中・高校のPTA講演会として開催する。
精神保健相談事業	精神しょうがい者や対象者を取り巻く人々からの相談に応じ、精神しょうがい者が地域で安心して暮らせるように支援する。
自殺対策事業	自殺の実態把握に努め、自殺の予防・啓発・相談を行う。

○医療

1. 休日急患診療所事業

事業名	内容等
長浜米原休日急患診療所事業	比較的症状が軽い患者（一次救急患者）の外来診療を行う。診療を行う時間帯は、救急外来（内科・小児科）の当番病院となる。 所 在 地：長浜市宮司町1181-2 診 療 日：日曜日・祝日・年末年始 受付時間：午前 8:30～11:30 午後 12:30～ 5:30 診療時間：午前 9:00～12:00 午後 1:00～ 6:00 診療科目：内科・小児科 平成25年度受診者数 小児科2,588人 内科1,216人 合計3,804人

2. 地域医療推進事業

事業名	内容等
へき地医療体制推進事業	①長浜市の山間へき地医療を考える協議会及び各部会・懇談会の開催 地域住民、市立病院、国保診療所医師、行政機関等をメンバーに、山間へき地医療の課題などを協議する場を設けた。 【H25年度実績】 山間へき地医療を考える協議会 2回、 西浅井部会 2回、余呉部会 2回、杉野・金居原懇談会 2回 ②遠隔医療技術の導入検討 医師の負担軽減、医療資源の効率化を目的に、遠隔医療技術の導入を検討する。 【H25年度実績】 長浜病院、湖北病院、診療所等に協力いただき、テレビ会議システムの端末を設置し、実証実験を行った。来年度も引き続き実証実験を行う。 ③地域医療市民啓発事業 適切な医療の利用法を啓発することで、医師負担の軽減と医療資源の効率化を図り、医療機関の維持強化に繋げていく。 【H25年度実績】 H26年3月に休診の受診啓発と合わせて、かかりつけ医を持つことの啓発チラシを長浜市、米原市の全戸に配布した。

○各種保健事業の実施状況（平成25年度）

1 地区組織活動支援事業	①健康づくり推進活動事業	健康推進員協議会委託結果 実員数464人 出動回数16,694回 出動人数41,280人
	②健康推進員育成事業	ステップアップ研修、健康教室、その他の研修・学習会 延22回 参加者数836人
	③健康づくり自主活動グループ相談支援	ジーバーぽこぽこ

2	啓 発 普 及 事 業	①たばこから健康を守る環境づくり事業	呼気中ＣＯ濃度測定 各種イベント（４回）・・・計２１３人に実施 未成年者への啓発 市内高校文化祭でのたばこブース出展（１回、再掲）
		②献血事業推進	全血献血２，９５１人（献血バス・献血ルーム） 成分献血２，１０５人（献血ルームのみ） 市民運動（湖北長浜１０００人献血運動）夏・冬 【献血実績】夏 全血献血者数１６０人 成分献血者数２２人 冬 全血献血者数 ５７人
		③健康出前講座	健康出前講座 ８０回 ２，３７８人
3	生 涯 を 通 じ た 健 康 づ く り 事 業	母子保健事業	
		①母子健康手帳交付	１，１１４件
		②特定不妊治療助成	１１３件
		③妊婦健診	１２，４４５件（３月分まで）
		④新生児訪問	７６１人
		⑤こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問除く）	３１２人
		⑥離乳食教室	２２８組
		⑦妊婦乳幼児相談	延べ１，４１９人
		⑧発達相談	延べ３６１人
		⑨親子教室	延べ２７１組
		⑩４か月児健診	１，０４７人（９９．０％）
		⑪１０か月児健診	１，０００人（９７．０％）
		⑫１歳８か月児健診	１，０４６人（９８．１％）
		⑬２歳８か月児健診	１，０３６人（９５．１％）
		⑭３歳８か月児健診	１，０１７人（９５．５％）
		⑮訪問指導	延べ６１３件
		⑯すくすく赤ちゃん電話相談等	３９４件
		⑰親と子のよい歯のコンクール	２１組
		成人・老人保健事業	
		①生活習慣病健診	３５８人
		②長浜市国民健康保険特定健診	５，５９０人（２６．３％）※対象数(21,579人)は受診券発行数
		③肝炎ウイルス検診	７８６人
		④骨粗しょう症検診	２１５人
		⑤歯周疾患検診	３８９人
		⑥胃がん検診	２，９９６人（８．７％）
		⑦大腸がん検診	４，７６１人（１３．７％）

3 生涯を通じた健康づくり事業	⑧乳がん検診	2, 0 5 9 人 (1 9 . 2 %)
	⑨子宮頸がん検診	2, 5 5 9 人 (9 . 3 %)
	⑩働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業	子宮頸がん検診 受診者数 8 7 5 人 (再掲) 乳がん検診 受診者数 7 8 0 人 (再掲)
	⑪がん検診推進事業	大腸がん検診 受診者数 8 9 6 人 (再掲)
	⑫肺がん検診	1, 5 5 0 人 (4 . 5 %)
	保健指導	
	①特定保健指導	積極的支援 (初回) 5 5 人 動機づけ支援 (初回) 2 1 9 人
	健康相談	
	①健康・栄養相談	4 4 回 4 4 人
	②生活習慣病歯科相談	8 2 5 人
	健康増進事業	
	①高齢者の元気づくり学校 ボランティア事業	実81人 延べ4, 7 4 7 人参加
	②0次予防健康づくり推進事業	事業運営委員会 3回
		事業審査会 2回
		ルール検討委員会 1回
		第2期0次健診 (19日間 対象: 1, 106人 受診者: 916名)
		NPO健康づくり0次クラブ支援 (健康フェスティバル、広報紙配付等)
	③「健康ながはま21」計画策定	健康づくり推進協議会3回
	健診後の訪問指導	
	①保健師・看護師によるもの	2人
	感染症予防事業	
	①X線間接撮影(集団)	受診者数 6, 9 0 8 人 精密検査者数220人
	②BCG予防接種	集団527人 個別267人
	③四種混合予防接種	2, 9 3 3 人
	④三種混合予防接種	1, 4 5 1 人
	⑤二種混合予防接種	1, 0 3 9 人
	⑥不活化ポリオ予防接種	1, 8 2 2 人
	⑦日本脳炎予防接種	5, 0 0 1 人
	⑧麻しん風しん予防接種	2, 1 3 4 人
	⑨風しん予防接種	0人
	⑩麻しん予防接種	0人

3 生涯を通じて健康づくり事業	⑪インフルエンザ(高齢者)予防接種	15,844人
	⑫子宮頸がん予防ワクチン	362人
	⑬ヒブワクチン	4,654人
	⑭小児用肺炎球菌ワクチン	4,329人
	精神保健福祉事業	
	①ゲートキーパー養成研修	4回 290人受講
	②精神保健相談事業	延べ637人
	③自殺対策事業	○実態把握 死亡小票調査 ○啓発活動 相談窓口一覧のクリアファイル、パンフレットを作成。 パンフレットを全戸配布。
	④心の健康相談会	6回 延べ7件

○高齢者福祉

1. 「ゴールドプランながはま21」

本市では、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉施策の根幹となる計画「長浜市高齢者保健福祉計画」および介護保険法に基づく介護保険事業運営に関する計画「長浜市介護保険事業計画」を「ゴールドプランながはま21」として一体的に策定しており、現在は第5期（平成24～26年度）の計画期間にあります。

本計画のもとに、「みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち」を基本理念に、介護・予防・医療・生活支援・住まいの視点を一体的に捉え、かつ地域福祉活動との協働の活性化を図るなかで、地域生活での課題に対し日常生活圏域の実態等に即して系統的に支援していく「地域包括ケアシステム」の強化を進めていきます。

2. 高齢者の状況

①高齢者数・高齢化率

	全人口	65歳以上	高齢化率
H26. 4. 1	122, 310	30, 779	25. 16%
H25. 4. 1	123, 335	29, 904	24. 24%
H24. 4. 1	124, 695	29, 340	23. 52%
H23. 4. 1	125, 418	28, 969	23. 09%
H22. 4. 1	126, 039	29, 103	23. 09%

②年代別人口比率（平成26年4月1日現在）

	人口	人口比率	男性人口	女性人口
全人口	122, 310		59, 772	62, 538
40歳以上	69, 558	56. 87%	32, 639	36, 919
50歳以上	53, 466	43. 71%	24, 480	28, 986
60歳以上	39, 229	32. 07%	17, 481	21, 748
65歳以上	30, 779	25. 16%	13, 239	17, 540
70歳以上	23, 068	18. 86%	9, 474	13, 594
75歳以上	16, 000	13. 08%	6, 201	9, 799
80歳以上	10, 135	8. 28%	3, 606	6, 529
90歳以上	1, 909	1. 56%	358	1, 551
100歳以上	61	0. 04%	8	53
世帯数	44, 367			

③地域別高齢者数・高齢化率（平成26年4月1日現在）

地域	人口	65歳以上	高齢化率	地域	人口	65歳以上	高齢化率
長浜地域	9, 771	2, 983	30. 52%	びわ地域	7, 174	2, 033	28. 33%
六荘地域	13, 797	2, 635	19. 09%	虎姫地域	5, 300	1, 505	28. 39%
南郷里地域	10, 424	2, 216	21. 25%	湖北地域	8, 732	2, 293	26. 25%
神照地域	19, 645	3, 814	19. 41%	高月地域	10, 002	2, 630	26. 29%
北郷里地域	4, 534	1, 203	26. 53%	木之本地域	7, 664	2, 492	32. 51%
西黒田地域	2, 340	715	30. 55%	余呉地域	3, 450	1, 255	36. 37%
神田地域	1, 263	379	30. 00%	西浅井地域	4, 323	1, 355	31. 34%
浅井地域	13, 437	3, 145	23. 40%	その他	454	126	27. 75%
				合計	122, 310	30, 779	25. 16%

④最高齢者 男性103歳、女性109歳（平成26年4月1日現在）

⑤介護保険認定状況（平成26年3月分介護保険事業状況報告）（人）

区分	1号被保険者	2号被保険者	計
要支援1	427	8	435
要支援2	804	26	830
要介護1	915	26	941
要介護2	1,127	36	1,163
要介護3	989	20	1,009
要介護4	703	18	721
要介護5	558	21	579
合計	5,523	155	5,678

3. 敬老祝賀

多年にわたり社会に尽してこられた高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、長寿をお祝いします。9月15日において満88歳、90歳および99歳以上の方に1,000円相当の祝品をお贈りします。満100歳の誕生日の際には50,000円の祝金をお贈りします。

〔件数〕	88歳	605人	99歳以上	83人	
	90歳	407人	100歳到達者	18人	（平成25年度）

4. 老人クラブ活動助成

高齢者の生活を健全で豊かなものにし、生きがい・健康づくりを通じた活力のある長寿の地域社会の形成を図ることを目的として結成された老人クラブの活動に対して支援します。

〔件数等〕	クラブ数	236団体	
	会員数	17,741人	（平成25年度）

5. 老人クラブバス利用助成

老人クラブが行う研修等の際に、バスを運行される場合にその費用を助成し、活動を支援します。大型バス（29人以上の利用）は5万円、マイクロバス（10人以上の利用）は3万円を上限として、年1回交付します。

〔件数等〕	大型バス	128件	
	マイクロバス	67件	（平成25年度）

6. シルバー人材センター運営補助

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う社団法人「シルバー人材センター」に対し、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを推進するため運営に対する支援を行います。

〔センターの状況〕	正規会員	1,412人	
	受注件数	5,652件	
	就業人員	実人員	1,231人
		のべ人員	111,745人
	契約金額（受託調整事業分）	518,191,833円	
	（うち地方公共団体	99,927,910円）	（平成25年度）

7. 衛生材料の支給（介護保険法：地域支援事業）

非課税世帯の高齢者のうち、要介護3～5の人で、申請日前6か月において3か月以上在宅生活を送っている人に、衛生的な生活を推進するとともに介護者の負担の軽減を図るため、月当たり4,500円分の紙おむつおよびおむつカバーなどの支給券を交付します。

〔支給件数〕 467人 のべ4,191か月相当分 （平成25年度）

8. 訪問理美容サービス

非課税世帯の高齢者のうち、要介護4または5の人で、基準日前6か月において3か月以上在宅生活を送っている人に、在宅生活での保潔のため、居宅において理美容を行います。年2回、利用券を交付します。

〔支給件数〕 114人 のべ187回 （平成25年度）

9. 布団丸洗いサービス

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯または被保護世帯・非課税世帯に属する高齢者、要介護3～5の認定を受けている方等で、心身のしょうがい・疾病等のために寝具の衛生管理が困難な世帯に属している方を対象に、清潔で快適な生活ができるよう支援するとともに介護者の負担の軽減を図るため、年2回を限度に布団の洗濯を行います。

費用の一部は自己負担になります。

〔支給件数〕 9人 のべ16回 （平成25年度）

10. 住宅改造費の助成

高齢者が在宅で自立心をもって生活できる住環境の整備を図るため、身体のしょうがい等により日常生活を営むのに支障があり、寝たきり・準寝たきりと判定される高齢者が居住している住宅について、日常生活動作能力の低下した方の排泄、入浴、移動等を容易にするための改造に要する費用を助成します。助成対象経費の限度額を464,000円とし、助成率については2分の1、介護保険法による給付が優先します。所得制限があります。

〔支給件数〕 22件 （平成25年度）

11. 見守り配食支援事業

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の方に、高齢者等の自立の支援、生活の質の向上および社会的孤立の防止を目的として、週5回を限度に昼食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

〔支給件数〕 月平均162人 年間26,879食 （平成25年度）

12. 雪下ろし費用補助事業

除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成します。1回当たり1万円、年3回までを基本として交付します。（余呉地域は5回、上草野・杉野・高時地区および西浅井地域は4回）

〔支給件数〕 3件 のべ3回 （平成25年度）

13. 日常生活用具の給付

心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者で、被保護世帯等の方に、日常生活用具（自動消火器、火災警報器、電磁調理器）の給付を行います。

〔支給件数〕 3件 （平成25年度）

14. 福祉電話の貸与

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の方で、寝たきりもしくは病弱またはこれに準ずる状態にある方、通信設備を有していない方に電話を設置し、安否の確認、孤独感の緩和等により福祉の増進を図ります。所得制限があります。使用料は使用者の負担です。

〔貸与件数〕 10件 （平成25年度末）

15. 緊急通報システム

在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命の危険が推測される方の急病、事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活上の安全確保と不安を解消することを目的として、緊急通報装置を貸与します。協力員3人の確保を要します。利用料のほか電話料金等は利用者の負担となります。

〔貸与件数〕 236件 （平成25年度末）

16. 徘徊高齢者家族支援サービス事業（介護保険法：地域支援事業）

位置探知端末機器を家族等保護者に貸与し、要介護認定を受けている高齢者で認知症により徘徊が予測される方に携帯させることにより、行方不明時に現在地を特定して、早急な保護、事故防止につなぐなど、安心して介護できる環境の整備を図ります。利用料のほか緊急対応等の費用は利用者の負担となります。

〔貸与件数〕 8件 （平成25年度末）

17. 介護予防生活支援事業「生活管理指導員派遣事業」

要介護認定で自立と判定された高齢者のうち家事等の援助が必要な方に、生活管理指導員が対象者宅で家事等の援助を行います。

〔派遣件数〕 1件 （平成25年度）

18. 介護予防生活支援事業「生きがい活動支援通所事業」

要介護認定において自立と判定された高齢者のうち身体上もしくは精神上のしょうがい等があるために日常生活を営むうえで支障がある方に、市内のデイサービスセンターへの通所により食事、送迎その他日常動作訓練等のサービスを提供します。

〔支給件数〕 0件 （平成25年度）

19. 介護予防生活支援事業「生活管理指導短期宿泊事業」

要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる方に対し、養護老人ホームへの短期間の宿泊において、体調の調整や生活習慣の指導を行います。

〔支給件数〕 5件 （平成25年度）

20. 成年後見制度利用支援事業（介護保険法：地域支援事業）

認知症高齢者など判断能力が不十分な状態の人で、親族が申立をすることが困難な人に対し、必要に応じて、市長が成年後見申立を行い、個人の自立した生活の支援を行います。また、家庭裁判所で後見人が選任された者のなかで、必要な費用を負担することが困難な方に対して、審判申立費用や後見人等への報酬に要す費用に対する助成を行います。

〔市長申立件数〕 1件

〔申立費用助成件数〕 0件

〔後見人等報酬費用助成件数〕 5件 （平成25年度）

2 1. 高齢者 2 4 時間対応型安心システム事業（介護保険法：地域支援事業）

介護者の急な病気、事故等で居宅での介護ができなくなるなどの緊急の場合に、指定通所介護事業所等において、要介護者をあずかるものです。

〔利用件数〕 1 件 （平成25年度）

2 2. 養護老人ホームへの入所

心身、家族関係、住宅事情、経済的理由などによって世帯が困窮し、在宅生活が困難な方が入所する老人福祉施設です。入院加療を要する病態でないこと、伝染性疾患を有していないこと、身の回りのことが自分でできることが入所の要件です。

〔入所先施設数および入所者数〕 7 か所、51人 （平成25年度末）

2 3. 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設

老人福祉法に規定される特別養護老人ホームおよび軽費老人ホーム、介護保険法に規定される介護老人保健施設を設置しています。

名称	位置
特別養護老人ホーム 伊香の里	木之本町黒田 1221 番地
軽費老人ホーム ケアハウス伊香	
介護老人保健施設 湖北やすらぎの里	

2 4. 福祉ステーション

福祉ステーションでは、老人福祉法に規定される居宅介護・デイサービス・福祉センター・介護支援センター事業、介護保険法に規定される訪問入浴介護・通所介護・居宅介護支援事業、その他ボランティア活動支援など高齢者福祉および地域福祉の増進を図る事業を実施しています。

名称	位置	施設
長浜東部福祉ステーション	東上坂町 1000 番地	長浜東部高齢者福祉センター
		長浜東部デイサービスセンター
長浜西部福祉ステーション	朝日町 19 番 3 号	長浜西部高齢者福祉センター
		長浜西部デイサービスセンター
長浜北部福祉ステーション	神照町 288 番地 1	長浜北部高齢者福祉センター
		長浜北部デイサービスセンター
浅井福祉ステーション	今荘町 859 番地 1	浅井デイサービスセンター
びわ福祉ステーション	難波町 483 番地	びわデイサービスセンター
湖北福祉ステーション	湖北町速水 1860 番地	湖北高齢者福祉センター
		湖北デイサービスセンター
高月福祉ステーション	高月町西物部 73 番地 1	高月高齢者福祉センター
		高月デイサービスセンター
木之本福祉ステーション	木之本町千田 53 番地	木之本高齢者福祉センター
		木之本デイサービスセンター
余呉福祉ステーション	余呉町中之郷 956 番地 2	余呉高齢者福祉センター
	余呉町中之郷 2434 番地	余呉デイサービスセンター
西浅井福祉ステーション	西浅井町塩津浜 1795 番地	西浅井デイサービスセンター

○介護保険（第1号被保険者）

1. 被保険者

被保険者数 30,758人（平成26年3月31日現在）

2. 介護保険料賦課基準額

平成25年度の基準額 年額60,960円
月額 5,080円

段階	対象者	基準額に対応する割合 【保険料（年額）】
第1段階	生活保護受給者および世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	$\times 0.4$ 24,380円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	$\times 0.5$ 30,480円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	$\times 0.65$ 39,620円
第4段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	$\times 0.75$ 45,720円
第5段階	世帯が市民税課税で、本人が市民税非課税の人	基準額 60,960円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人	$\times 1.25$ 76,200円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上380万円未満の人	$\times 1.5$ 91,440円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が380万円以上の人	$\times 1.75$ 106,680円

3. 保険給付

区 分	給付割合および給付額
給 付 額	利用額の9割給付
福祉用具購入費	要した費用（上限額 100,000円（年間））の9割給付
住宅改修費	要した費用（上限額 200,000円（原則一回限））の9割給付

4. 高額介護サービス費

利用者負担額の上限を設けて上限額を超えた分を給付し、利用者の負担を軽減

利用者負担区分	対 象 者	利用者負担上限額(月額)
第1段階	老齢福祉年金受給者	(個人) 15,000円
第2段階	市民税 世帯非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 (個人) 15,000円
第3段階		1段階・2段階以外 24,600円
第4段階	市民税 世帯課税	上記区分に該当しない人 37,200円

5. 特定入所者介護サービス費

所得金額の低い方には、居住費・食費の負担限度額を定め、施設利用の際の負担を軽減
利用者段階の区分は 高額介護サービス費と同じ

・ 居住費の負担の上限額（日額）

		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
多床室（相部屋）		0 円	320 円	320 円
従来型個室	特養等	320 円	420 円	820 円
	老健・療養型	490 円	490 円	1, 310 円
ユニット型個室		820 円	820 円	1, 310 円

・ 食費負担の上限額（日額）

第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
300 円	390 円	650 円

○湖北地域介護認定審査会

1. 概要

介護認定審査会は、介護保険被保険者が要介護または要支援の状態に該当するか、またどのような程度であるかについて、全国一律の基準に基づいて審査を行う、地方自治法上の附属機関です。

本市では、公平・公正かつ迅速に審査・判定を行うため、広域的な取り組みとして複数市町による共同実施を行って運営してきました。

平成 1 2 年の介護保険制度開始を前に、長浜市と坂田郡 4 町で「長浜市坂田郡介護認定審査会」（平成 1 7 年 2 月に「長浜坂田介護認定審査会」に改称）を共同設置、東浅井郡 4 町は東浅井郡広域行政組合、伊香郡 4 町は伊香郡病院組合のそれぞれ一部事務組合で介護認定審査会を設置しました。

その後、平成 1 8 年 1 月に長浜市と米原市・東浅井郡 4 町で「長浜米原東浅井介護認定審査会」を設置し、平成 2 1 年 1 0 月に伊香郡 4 町を加えて共同設置を行い、名称を「湖北地域介護認定審査会」としました。

平成 2 2 年 1 月からは長浜市と米原市の 2 市での共同設置となっています。

所在地 長浜市八幡東町 6 3 2 番地 長浜市役所東別館内

2. 構成

医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する人を介護認定審査会委員に委嘱・任命し、多面的な視点による審査を実施しています。

委員数 1 1 0 人（医療分野 4 0 人、保健分野 4 5 人、福祉分野 2 5 人）

合議体数 2 2 組

審査会開催数 2 5 9 回（平成 25 年度）

3. 審査判定の状況

年度	区分	自立	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計	取消	再調査	2次判定での変更		
													上方変更	下方変更	変更合計
H22	件数	46	814	1,250	1,695	1,863	1,179	915	863	8,625	0	2	571	395	966
	割合	0.5%	9.4%	14.5%	19.7%	21.6%	13.7%	10.6%	11.0%		0.0%	0.0%	6.6%	4.6%	11.2%
H23	件数	34	707	1,231	1,617	1,784	1,142	963	831	8,309	0	2	446	285	731
	割合	0.4%	8.5%	14.8%	19.5%	21.5%	13.7%	11.6%	11.0%		0.0%	0.0%	5.4%	3.4%	8.8%
H24 長浜市	件数	26	569	877	1,259	1,248	771	680	583	6,013	0	0	279	203	482
	割合	0.4%	9.5%	14.6%	20.9%	20.8%	12.8%	11.3%	9.7%		0.0%	0.0%	4.6%	3.4%	8.0%
H24 米原市	件数	5	129	271	375	530	307	219	241	2,077	0	0	113	57	170
	割合	0.2%	6.2%	13.1%	18.1%	25.5%	14.8%	10.5%	11.6%		0.0%	0.0%	5.4%	2.7%	8.2%
H24 合計	件数	31	698	1,148	1,634	1,778	1,078	899	824	8,090	0	0	392	260	652
	割合	0.4%	8.6%	14.2%	20.2%	22.0%	13.3%	11.1%	10.2%		0.0%	0.0%	4.8%	3.2%	8.1%
H25 長浜市	件数	20	488	1,001	1,103	1,352	788	616	540	5,908	0	0	261	114	375
	割合	0.3%	8.3%	16.9%	18.7%	23.0%	13.3%	10.4%	9.1%		0.0%	0.0%	4.4%	1.9%	6.3%
H25 米原市	件数	11	173	277	378	521	281	214	196	2,051	0	0	117	43	160
	割合	0.5%	8.4%	13.5%	18.4%	25.5%	13.7%	10.4%	9.6%		0.0%	0.0%	5.7%	2.1%	7.8%
H25 合計	件数	31	661	1,278	1,481	1,873	1,069	830	736	7,959	0	0	378	157	535
	割合	0.4%	8.3%	16.1%	18.6%	23.6%	13.4%	10.4%	9.2%		0.0%	0.0%	4.7%	2.0%	6.7%

○地域包括支援

地域包括支援センター

高齢者への介護・保健・福祉・医療など様々なサービスの調整を総合的に行い、地域の包括的ケアを行う機関として高齢者を総合的にサポートします。センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が相互に連携し、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④権利擁護などの業務を行います。

<業務内容>

① 健康づくりや介護予防を支援します。 <介護予防ケアマネジメント業務>

要支援１・２と認定された方、介護や支援が必要となるおそれのある方に対して、本人の生活状況等を把握・分析し、自立と生活の質の向上を目指し、適切な社会資源やサービスを結びつけるなどの調整を行います。

１）平成２５年度 要支援１・２と認定された方への介護予防ケアマネジメント件数

(単位：延件数)

区 分	長浜地域包括 支援センター	北部地域包括 支援センター	合 計
直 営	3, 510 (113)	592 (17)	4, 102 (130)
委 託	3, 173 (214)	1, 418 (83)	4, 591 (297)
合 計	6, 683 (327)	2, 010 (100)	8, 693 (427)

※ () : 新規件数

２）平成２５年度 ２次予防事業対象者の介護予防ケアマネジメント件数 延 １２７件

② さまざまな相談に応じます。 <総合相談支援業務>

高齢者やその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や心配ごと、悩み以外にも健康や福祉、医療や生活全般に関することなどの相談に応じます。

１）平成２５年度 高齢者に関する在宅介護、医療、虐待等の総合相談件数

長浜地域包括支援センター	延 5, 544件
北部地域包括支援センター	延 2, 457件
北部地域包括支援センターいきいきあんしん訪問	延 139件

平成２５年度 介護予防プラン・継続支援対応件数

長浜地域包括支援センター	延 3, 521件
北部地域包括支援センター	延 940件

総対応件数 延 12, 601件

2) 老人介護支援センター（介護あんしん窓口）

長浜地域包括支援センターエリアには、地域の身近な相談窓口として、生活圏域ごとに委託で4ヶ所、直営で2ヶ所の介護あんしん窓口を設置しています。平成25年度については、通常の相談業務に加えて、「いきいきあんしん訪問」として85歳の高齢者を対象に訪問を行い、実態把握および啓発活動に努めました。

平成25年度介護あんしん窓口相談件数	延	3,855件
内 いきいきあんしん訪問件数		330件

③ 暮らしやすい地域づくりを推進します。＜包括的・継続的ケアマネジメント支援業務＞

高齢者それぞれの心身の状態に合わせた適切なサービスが受けられるよう地域の介護支援専門員への指導や支援の他、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、様々な機関とのネットワークづくりを推進します。

1) 介護支援専門員の支援

介護支援専門員が要援護者の自立支援に向けた介護支援計画が立てられるように、個別相談、ケアプラン作成検討会、研修会を開催して介護支援専門員を支援します。

2) 医療機関との連携

かかりつけ医や病院と連携して、支援や相談体制の充実に努め、連携体制の構築を図ります。

3) 多職種との連携

介護・福祉・保健・医療などのさまざまな関係機関と連携を行い、地域ぐるみで支える取り組みを行います。また、長浜・米原地域医療支援センターと連携し、他機関、多職種間ですすめる在宅医療・介護の推進に取り組みます。

④ さまざまな権利を守ります。＜権利擁護業務＞

高齢者が安心していきいきと暮らすために、個人のさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や利用支援、虐待の防止や早期発見・対応など高齢者の権利侵害に対応します。

1) 平成25年度 高齢者虐待対応実績

高齢者虐待通報		40件
虐待対応人数	延	466人

2) 権利擁護事業と成年後見制度の利活用支援

認知症高齢者等判断力が低下した高齢者の権利や財産を守るため、日常生活支援事業（権利擁護事業）をはじめ、成年後見制度や任意後見制度への利活用・促進を図ります。

高齢者権利擁護相談実績	延	180人
-------------	---	------

介護予防事業

介護や支援が必要となる可能性が高い人が日常生活に必要な能力を維持・改善する事業を行います。
元気で自立した生活をしている人なども利用できます。

事業・教室名	対 象	内 容	平成25年度 参加人数
生活機能低下 予防教室	運動機能や認知機能の低下、またうつ気分等により生活機能が低下する恐れのある高齢者	外出する機会を提供し、アクティビティサービスを提供する。	実 170人
			延 3,846人
転倒予防教室	運動機能の低下のおそれがある高齢者	運動器の機能向上を図るための体操を実施する。	実 406人
			延 3,423人
運動機能向上 トレーニング 教室	運動機能の低下のおそれがある高齢者	トレーニング機器を使用し、運動器の機能向上を図る。	実 65人
			延 1,606人
食事とお口の 元気歯つらつ 教室	低栄養状態の恐れがある高齢者及び、口腔機能低下のおそれがある高齢者	栄養士や歯科衛生士等が、低栄養の改善や口腔機能向上を促し、自宅で継続できるように指導を行う。	実 33人
			延 225人
訪問型介護 予防事業	閉じこもり、うつ、認知症のおそれのある高齢者	保健師・看護師・栄養士等が居宅を訪問し相談・指導を行う。	実 19人
			延 135人
介護予防 サポーター 養成事業	介護予防サポーターとして活動意欲のある市民	運動機能低下予防や低栄養予防等の正しい知識と技術について学習する講座	実 49人
			延 137人
サポーターフ ォローアップ 事業	介護予防サポーター養成講座の修了者	サポーターの活動を支援する。	実 112人
			延 264人
運動機能向上 トレーニング 教室修了者自 主グループ支 援	運動機能向上トレーニング教室修了者	自主的にマシントレーニングを続け、介護状態とならないよう予防することを支援する。	実 35人
			延 1,400人
食事とお口の 元気歯つらつ 教室修了者自 主グループ支 援	食事とお口の元気歯つらつ教室修了者	自主的に低栄養や口腔機能低下を予防することへの支援する。	実 65人
			延 143人
転倒予防教室 自主グループ 支援	3か月間の転倒予防教室を修了したグループ	転倒予防教室終了後、各自治会単位で継続して自主活動ができるよう支援する。	46会場
			延 594人
出前講座	自治会や老人クラブ、女性部等の団体	介護保険や介護予防に関する啓発講座	196団体
			4,899人
家族介護教室	介護をしている家族等	介護方法等に関する教室を開催する。	26回
			386人

認知症ケア総合推進事業

高齢者になっても認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療機関、民生委員、児童民生委員、ケアマネジャー、地域づくり協議会などの社会資源のネットワーク化による支援体制を構築するために事業を行います。

平成25年度は地域の認知症高齢者支援の課題を明らかにし今後の認知症の地域づくり対策に役立てる目的で市民や介護支援専門員、医師を対象に認知症アンケートを実施しました。

また、認知症の地域での受け皿づくりのため、地域と連携し、まち歩き声かけ体験（徘徊模擬訓練）を開催しました。

1) 認知症ケア相談事業

本人や家族の相談に電話・訪問・来庁等により、事態の改善や適切なサービスの利用に結び付けられるよう2人の相談員を配置しています。

認知症ケア相談 実 67人 延 233人

2) 一般啓発事業

「認知症の人とその家族と一緒に歩む市民のつどい」を開催しています。

平成25年12月22日（日）会場：リュートプラザ 参加者：239人

3) 認知症専門職研修会 他機関、他職種の専門職が一堂に会し事例検討会を実施しています

平成25年12月19日（木）会場：市民交流センター 参加者：51人

4) 認知症サポーター養成講座

認知症キャラバンメイトが認知症の理解者を増やすための住民啓発を行います。

主に小中学生、自治会、老人会、企業等の各種団体、人権学習の場を活用し講座を開催します。

講座回数 92回

参加人数 3,544人

延サポーター数 15,437人（平成26年3月末）

<組織体制および担当業務>

	地域包括支援センター	業務グループ名	主な担当業務
地域包括支援課	長浜地域包括支援センター 長浜市八幡東町632番地 （長浜市役所東別館）	予防企画グループ	介護予防給付管理業務、提供票管理業務、生活機能評価業務、認知症対策業務、企画業務
		長浜生活圏域グループ 担当地区： 旧長浜市の市街地、六荘・西黒田・神田、南郷里・北郷里、神照の各地区	高齢者総合相談、介護支援専門員の支援、高齢者虐待対応、権利擁護に関する事業、関係機関とのネットワークの構築
		中部生活圏域グループ 担当地区： 旧浅井町、旧虎姫町、旧湖北町、旧びわ町	介護予防サービス計画の作成（家庭訪問・受診同行・調査同行・関係機関との連絡調整） 介護予防事業（一次予防事業、二次予防事業）
	北部地域包括支援センター 長浜市高月町渡岸寺町 160番地 （長浜市役所高月支所）	北部生活圏域グループ 担当地域： 旧余呉町、旧西浅井町、旧木之本町、旧高月町	認知症施策事業 任意事業

○長浜病院訪問看護ステーション

1. 概 要

所在地 長浜市大茂亥町3 1 3 番地（市立長浜病院内）

2. 事業内容

利用される方が居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すよう、かかりつけ医師の指示のもとサービスを提供します。

3. 利用状況

（平成25年4月～平成26年3月）

項 目	利用者延べ数	利用延べ回数	新利用者数	利用終了者数
医 療 保 険	2 6 6	1, 9 1 0	1 9	1 8
介 護 保 険	1, 0 8 7	5, 7 5 8	5 4	4 6
合 計	1, 3 5 3	7, 6 6 8	7 3	6 4

4. 看護師数

常勤換算 8. 2人